

## 子ども・文教委員会委員長報告

子ども・文教委員会における審査の経過 並びに 結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第113号議案 岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件の議案について であります。

これらの議案審査に 当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第113号議案 並びに 甲第136号議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において 特に議論となりました点についてご報告いたします。

まず、甲第113号議案 岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について であります。

これは、岡山市立旭公民館を廃止し、岡山市立岡山中央公民館を設置するため、本条例の一部を改正するもの であります。

委員から、当該公民館は中心市街地に立地しており、駐車場利用のルールはどう考えるのか、との意見があり、当局から、公民館利用時間とその前後30分は駐車場料金を無料とし、公民館を利用する方が、できるだけ利用しやすいようにしていこうと考える。みんなが集まりやすい公民館ができるように、今後の利用状況をしっかり

見た上で、対応を検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、甲第136号議案 令和7年度岡山市一般会計補正予算(第2号) について であります。

ここでは、こども食堂等運営支援事業について、議論になりました。

これは、食材の物価高騰の影響を大きく受けているこども食堂等が、安定的に運営できるよう、食材費の高騰分を支援するための補正予算であります。支援額は、こども食堂に対して一食あたり20円、こども食堂以外の居場所に対して一食あたり2円で、令和7年4月から9月までを対象期間とするものです。

委員から、この支援金をもらうための仕組みが複雑で、必要書類も多く、申請者の負担となっている。少しでも書類を減らして、制度をしっかりと使ってもらうようにできないか、との質問があり、当局から、どういったことができるのか検討してまいりたい、との答弁がありました。

以上、本委員会における 審査の経過を ご報告いたしましたが、このほかにも 審査の過程で さまざまな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会で出された意見や要望に 十分留意され、事務事業の執行に 当たられますよう申し添え、子ども・文教委員会の報告を 終わらせていただきます。